〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例(平成17年いちき串木野市条例第15号)第3 条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、 運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員については、公募によるものとすることができる。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、経営改革課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

令和3年8月3日現在

番号	氏 名	団 体 名 等
1	うす い じゅん じ 臼 井 淳 司	(株) 成
2	が原った。	公募委員
3	かこい りつ こ 栫 律子	市地域女性団体連絡協議会
4	がりませる。は、ひろうし、	いちき串木野商工会議所
5	久 * は が ひろ 人 木 山 純 広	市まちづくり連絡協議会
6	th (ち しげ き 坂 口 重 樹	串木野青年会議所
7	Lup の 誌 ゆき 生 野 正 行	行政経験者
8	ずけ した かず み 祐 下 和 美	公募委員
9	たていれた。またまり、	南九州税理士会 伊集院支部
10	ところ ざき しげ ぉ 所 﨑 重 夫	(株)光里苑(高齢者多機能福祉施設)
11	にゅう た かず お 入 田 一 夫	さつま日置農業協同組合 串木野支所
12	演走拓矢	市PTA連絡協議会
13	はや さき <u>た</u> つ や 早 崎 達 哉	串木野市漁業協同組合
14	がま ひろ ゆき 藤 間 浩 之	日本地下石油備蓄㈱ 串木野事業所

50音順

●委員長 久 木 山 純 広 ●委員長代理 生 野 正 行

◆任 期 ・・・・ 2年間 (令和2年7月1日~令和4年6月30日)

◆事務局 いちき串木野市 経営改革課

長 出水 喜三彦 課長補佐 松尾治隆 経営改革係長 福丸智也 主 任 田中和幸